

三郷市における部活動の地域展開に向けた基本方針

三郷の教育「社会力」の育成 - 地域と協働して進める三郷の事業



令和 8 年 7 月

三郷市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心を持つ生徒が、自主的・自発的に参加し、仲間とともに目標に向かって努力する中で、忍耐力、責任感、連帯感、達成感等を育んできた教育的意義の大きい活動である。三郷市においても、各学校の教職員の献身的な支えと地域の理解により、生徒の成長を支える大切な場として受け継がれてきた。

一方、教職員の働き方改革、少子化、学校規模の格差、活動ニーズの多様化などにより、従来の「学校単位・教員中心」の仕組みで、すべての生徒の活動機会を将来にわたって保障することは難しくなっている。特に、単独校でのチーム編成が困難な種目や学校によって選択できる部活動に差が生じる状況は、生徒の「やってみたい」という思いを支える上で看過できない課題である。

本市は、これまで学校部活動が果たしてきた教育的意義を継承しつつ、学校と地域が共働し、生徒が、自己の資質やニーズに応じて、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整備するため、部活動の地域展開を進める。本方針は、その基本的な考え方、推進体制、段階的な工程を示すものである。

本冊の構成

- 第1章 基本方針策定の趣旨
- 第2章 三郷市の現状と課題
- 第3章 三郷市が目指す地域展開
- 第4章 MISATO 地域クラブの基本構想
- 第5章 推進体制
- 第6章 改革のスケジュール
- 第7章 基本方針の推進にあたって

第 1 章 基本方針策定の趣旨

1 背景

国は、令和 4 年 1 2 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和 5 年度から令和 7 年度までを改革推進期間として、休日の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を段階的に進める考え方を示した。さらに、令和 7 年 1 2 月には、新たな総合的なガイドラインにおいて、令和 8 年度から令和 1 3 年度までを改革実行期間と位置付け、将来にわたる生徒の活動機会の確保・充実を図る方向が示された。

埼玉県においても、第 2 期埼玉県地域クラブ活動推進計画により、市町村が改革の責任主体として地域展開を進められるよう、指導者確保、広域調整、財政支援、理解促進等の取組が整理されている。

三郷市では、児童生徒数の学校間格差が大きく、部活動の設置状況や継続可能性に差が生じている。今後、生徒が身近な地域で希望する活動に出会い、継続できる環境を整えるためには、学校だけでなく、地域、団体、企業、保護者、行政が役割を分担しながら支える仕組みが必要である。

2 策定の目的

- (1) 生徒が自己の資質やニーズに応じて、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築する。
- (2) 学校部活動が培ってきた教育的意義を継承し、地域の人材を活用することによって発展させる。
- (3) 教職員の働き方改革を進め、学校教育の質の維持・向上につなげる。
- (4) 三郷市全体で子供の成長を支える、持続可能な地域コミュニティを形成する。

3 基本理念

本市の部活動地域展開は、「三郷の教育」が大切にする「社会力」の育成と深く結び付くものである。社会力とは、人と関わり、社会の中で自ら考え、判断し、よりよく生きていく力である。地域クラブ活動は、学校や学年を超えた仲間、地域の大人、企業、団体等との出会いを通じ、生徒が社会とつながり、成長する場となる。

したがって、本市の地域展開は、単に部活動の運営主体を学校から地域へ移す取組ではない。子供たちの活動機会を創出するとともに、地域の人材・施設・文化をつなぎ直し、子供から高齢者までがスポーツ・文化芸術を通じて交わり合う「三郷の未来を創る」取組である。

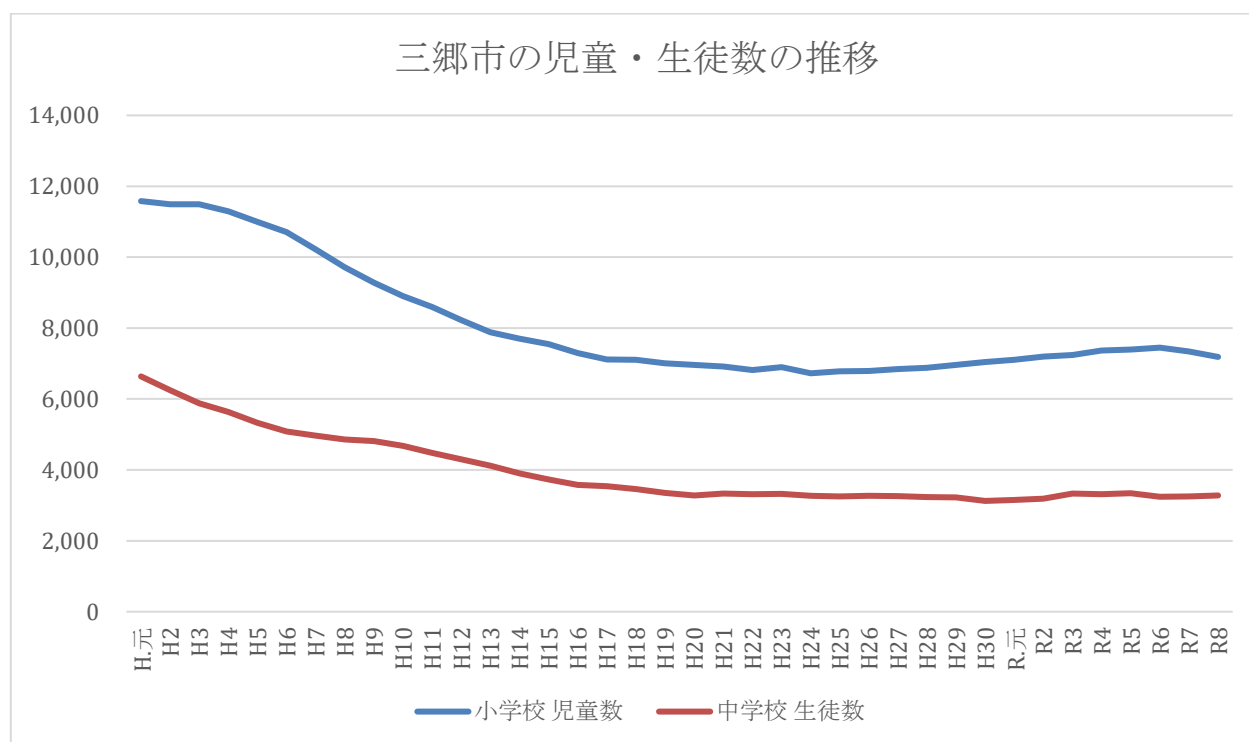
理念	内容
活動機会の保障	学校規模や家庭状況にかかわらず、生徒の「やってみたい」を支える。
教育的意義の継承	自己肯定感、責任感、協働性、礼節、社会性を育む。
地域共創	学校・地域・行政・企業・保護者が共に担い、共に育てる。
持続可能性	人材、財源、施設、安全管理の仕組みを整え、長く続く制度にする。
三郷らしさ	社会力、郷土愛、生涯学習につながる三郷独自のモデルをつくる。

第2章 三郷市の現状と課題

1 生徒数及び学校規模の状況

生徒数は、三郷中央地区においては増加傾向にあるが、それ以外の地域では減少傾向にある。したがって、すべての学校で同じ種類・同じ数の部活動を維持することは難しくなっている。

特に、チームスポーツや一定数の部員を必要とする部活動では、単独校での活動が困難となり、合同部活動や拠点校方式により活動機会を維持している例が見られる。これは、地域展開の必要性を示す重要な兆候である。



2 部活動の現状

各中学校には運動部及び文化部が設置されているが、種目によっては部員数の減少や教職員数の減少により、休部、募集停止、合同チーム化が進んでいる。生徒にとって「通っている学校にやりたい部活動がない」という状況は、すでに現実的な課題となっている。

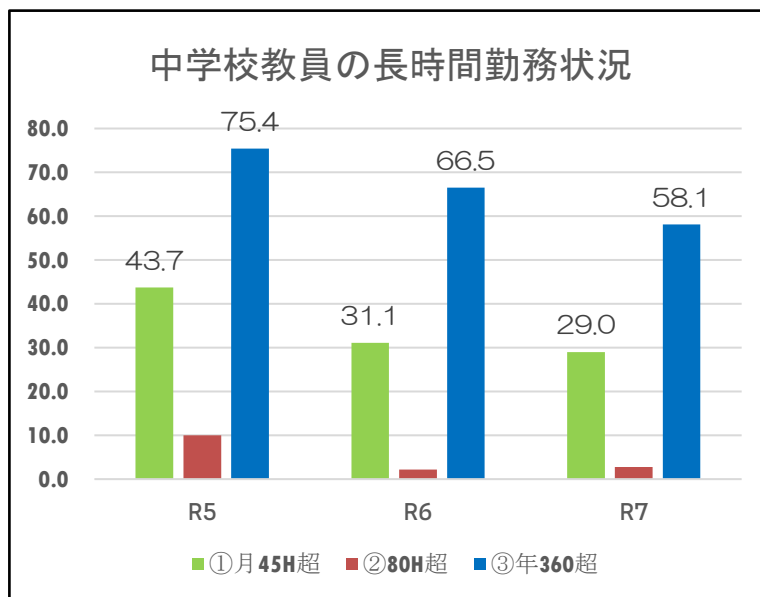
令和5～7年度 三郷市立中学校の部活動数と活動主体

		○:部活動設置あり			○合:合同部活動			拠点:拠点校部活動設置			拠点:拠点校部活動に参加校			▼:休部、登録なし		
学校名	年 度	南中			北中			栄中			彦成中			彦系中		
		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
運 動 部	野 球	○合同	○	○	○合同	○合同	○	○	○	○				○合同	○合同	○合同
	サッカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	陸上競技	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	男子ソフトテニス	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
	女子ソフトテニス	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
	男子バスケットボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	女子バスケットボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	男子バドミントン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	女子バドミントン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	男子卓球	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	女子卓球				○	○	○	○	○	○				○	○	○
	男子バレーボール															
	女子バレーボール	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	柔 道				○	○	○									
	剣 道			○				○	○	○						
	ソフトボール	○合同	○合同	▼										○合同	○合同	○
	男子ハンドボール				○	○	○				○	○	▼			
	女子ハンドボール				○	○	○							○合同	○	○
文 化 部	男子硬式テニス															
	女子硬式テニス															
	吹奏楽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	家庭科	○	○	○				○	○	○				○	○	○
	美 術	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	コンピュータ				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	科 学				○	○	○	○	○	○				○	○	○
	写 真															
	ボランティア							○	○	○						
	園 芸										○	○	○			
	音 楽										○	○	○			
	JRC										○	○	○			
	検定等															
	芸 術										○	○	○			

3 教職員の働き方改革との関係

本市の中学校教員の長時間勤務は改善傾向にあるものの、年間を通じた時間外在校等時間の縮減にはなお課題がある。部活動は、生徒にとって大切な活動である一方、休日指導、大会引率、専門外指導、保護者対応などにより、教員の負担要因の一つとなってきた。

部活動の地域展開は、教員を部活動から解放することで、時間外勤務を削減し、健康の保持増進はもちろん、本来担う授業、生徒指導、学級経営、学校運営に力を注げる環境を整え、学校教育全体の質を高めるための取組である。



三郷市立中学校における教員の長時間勤務状況→「休日を含む数値」

《令和5年度3月》		《令和6年度3月》		《令和7年度3月》	
①月45時間超	43.7%	①月45時間超	31.1%	①月45時間超	29.0%
②月80時間超	10.0%	②月80時間超	2.2%	②月80時間超	2.8%
③年間360時間	75.4%	③年間360時間	66.5%	③年間360時間	58.1%

4 ニーズの多様化

生徒の興味・関心は多様化している。競技力向上を目指したい生徒、楽しみながら体を動かしたい生徒、文化芸術に親しみたい生徒、複数の活動を体験したい生徒など、活動への関わり方は一様ではない。地域展開では、「勝つため」「強くなるため」だけでなく、「楽しむ」「続ける」「支える」「知る」という多様な価値を認める必要がある。また、障害の有無や経験の有無にかかわらず参加の機会を創出していくことが求められる。

5 課題の整理

【現状の課題】

課題	具体的な内容	方針での対応
教職員の負担	勤務時間外に指導をしている。	地域の人材を活用する。
活動機会の格差	学校によって選べる部活動が異なる。	市内拠点・合同型地域クラブで選択肢を広げる。
指導者確保	経験のない部活動を担当している教員がいる。	認定制度・研修・人材バンク等を整備する。

【地域クラブの課題】

課題	具体的な内容	方針での対応
指導者確保	専門性や継続性を持つ指導者の確保が難しい。	認定制度・研修・人材バンク等を整備する。
安全管理	学校外活動として責任の所在が不明確になりやすい。	実施要領で事故対応、保険、緊急連絡を明確化する。
費用負担	会場、用具、指導等の経費が必要になる。	会費の考え方と減免制度を整理する。
学校との関係	学校がどこまで関わるべきかが不明である。	学校・地域クラブ・市教委の役割を明確にする。 平日部活動、大会参加、情報共有の整理が必要である。

第3章 三郷市が目指す地域展開

1 基本目標

三郷の未来を創る

生徒が、自己の資質やニーズに応じた多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を構築する。

2 MISATO 地域クラブの定義

MISATO 地域クラブとは、三郷市内を主たる活動場所とし、本方針及び別に定める実施要領に基づき、三郷市教育委員会が認定する地域クラブ活動である。

MISATO 地域クラブは、単なる民間クラブや任意の活動団体ではなく、生徒の成長を支える教育的意義を有する地域活動として、市、学校、地域団体等と連携して運営する。

3 5つの基本方針

基本方針	内容
方針1 生徒の主体的な活動と多様な選択肢の保障	多種目・多志向・インクルーシブの視点から、生徒一人ひとりの興味・関心に応じた活動を整える。
方針2 市民理解の促進と情報公開	地域説明会、学校説明、ホームページ等により、進捗、活動内容、費用、安全管理等を見える化する。
方針3 指導体制の質の向上と安全・安心の確保	認定指導者、研修、保険、緊急時対応により、生徒の心身の安全を最優先する。
方針4 地域ぐるみで育てる応援体制の構築	スポーツ協会、文化協会、企業、大学、地域団体等と連携し、地域資源を子供の成長に還元する。
方針5 地域コミュニティとの連携による郷土愛の醸成	地域の人に支えられ、地域で活動する経験を通じ、三郷市民としての誇りと三郷への郷土愛を育む。

4 三郷モデルの考え方

三郷モデルは、学校部活動を単に外部化するのではなく、学校教育、生涯学習、地域スポーツ、文化芸術、地域振興をつなぐ仕組みである。地域クラブ活動を通じて、生徒は多様な大人と出会い、地域の中で認められ、支えられながら成長する。地域にとっても、子供の活動を支えることは、世代を超えた交流、地域の活性化、地域への愛着、持続可能なコミュニティづくり等につながる。

第4章 MISATO 地域クラブの基本構想

1 対象とする活動

対象とする活動は、既存の学校部活動から地域展開を図る活動に加え、生徒のニーズや地域資源を踏まえて新たに設置する活動とする。運動系、文化芸術系のいずれも対象とし、競技志向、レクリエーション志向、体験志向など多様な活動形態を認める。

2 実施主体

実施主体は、市スポーツ協会、加盟競技団体、文化協会、市民団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者、大学、企業等のうち、本方針及び実施要領に賛同し、認定基準を満たす団体とする。

実施主体は、活動計画、安全管理、会計、指導者配置、保護者連絡、事故対応等について責任を持ち、三郷市教育委員会及び学校と必要な情報共有を行う。

3 活動拠点

活動拠点は、生徒の安全な移動、施設の利用可能性、指導者配置、参加人数を踏まえ、北地区、中央地区、南地区を基本に整備する。学校施設及び公共施設を活用し、必要に応じて複数校合同、地区別、全市拠点型の活動を組み合わせる。

区分	想定する考え方
地区拠点型※	北・中央・南など、生活圏を踏まえた活動拠点を設ける。
全市拠点型	専門施設や指導者の都合により、市内全域から参加する活動とする。
学校連携型	平日部活動や学校施設利用と連動し、学校を会場として活動する。
体験・短期型	複数種目体験、文化芸術ワークショップ等、継続参加以外の入口を設ける。

※地区拠点型の考えの例

地区	主な対象校・施設	考え方
北地区	彦糸中、彦成中、早稲田中、瑞穂中及び周辺公共施設	北部地域の活動機会を確保し、移動負担に配慮する。
中央地区	瑞穂中、北中及び周辺公共施設	市中央部の施設を活用し、複数校合同の活動を展開する。
南地区	栄中、前川中、南中及び周辺公共施設	南部地域の活動機会を確保し、移動負担に配慮する。

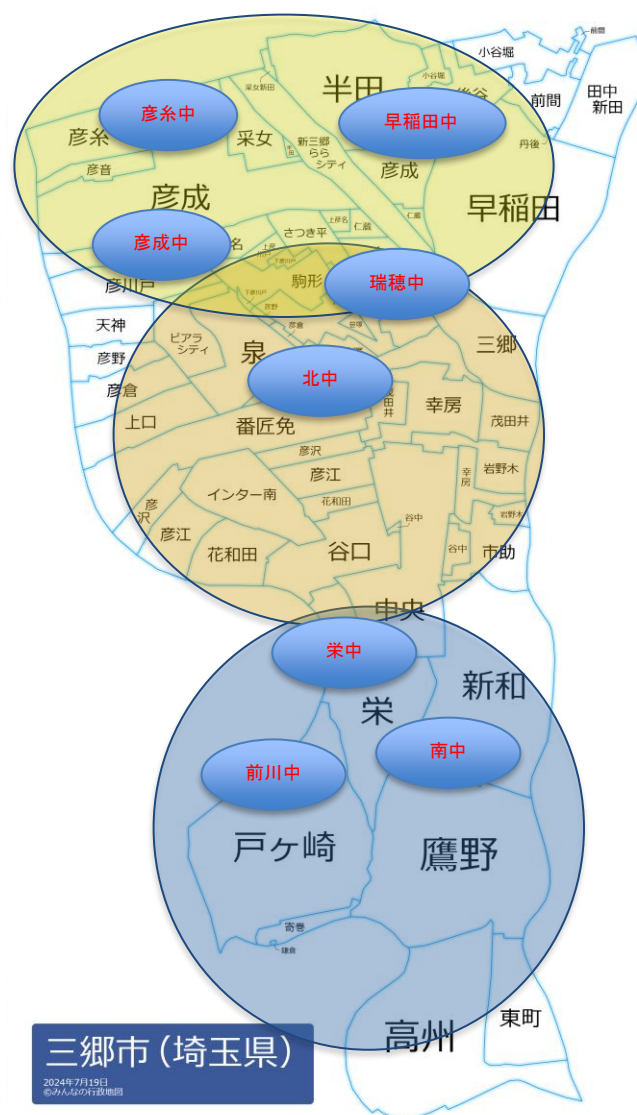
4 休日・平日の考え方

休日の学校部活動は、令和10年度を目途に、段階的に MISATO 地域クラブ活動を展開することを目指す。平日の学校部活動は、改革実行期間において当面継続するが、活動時間の適正化、外部指導者の活用、休日地域クラブとの連携を進める。

平日と休日で指導方針が大きく異なることのないよう、学校、実施主体、指導者が必要な連絡調整を行う。ただし、地域クラブ活動は学校教育活動そのものではないため、責任主体、会計、保険、連絡方法については実施要領で明確にする。

5 大会参加

中体連等の大会参加については、国、県、関係競技団体、県中体連等の方針を踏まえ、学校部活動として参加する場合、地域クラブとして参加する場合の双方を整理し、必要な手続を進める。生徒が不利益を受けないよう、移行期においては学校、地域クラブ、保護者に丁寧に説明する。



第5章 推進体制

地域展開を着実かつ持続可能に推進するため、教育委員会及び関係課、学校、地域クラブ、保護者、地域団体及び企業等がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携・協働しながら推進体制を構築する。また、本市における地域展開は、単なる「休日部活動の受け皿づくり」ではなく、生徒が地域社会の中で多様な人々と関わりながら成長できる持続可能な地域教育環境を形成することを目的とする。

主体	主な役割
三郷市教育委員会	基本方針策定、認定制度、学校との調整、推進協議会運営、情報発信、検証・評価
三郷地域クラブ活動推進協議会	方針、運営ルール、課題、費用、安全管理等について協議及び助言
MISATO 地域クラブ運営団体（事務局）	地域クラブ活動運営、指導者配置、安全管理、会計、保護者連絡、事故対応
学校	生徒・保護者への周知、平日部活動との連携、施設利用調整への協力、必要な情報共有
保護者	活動趣旨の理解、参加手続、移動安全への協力、活動改善への意見提出
地域・企業	人材、施設、用具、協賛、広報等による支援

1 部活動改革連絡調整会議

（１）設置の趣旨

三郷市立中学校における部活動地域展開を段階的かつ円滑に推進するため、教育委員会事務局が、市長部局の関係課と連携し、学校教育、生涯学習、スポーツ・文化振興の視点を踏まえた一体的な推進を図る。

（２）所掌事務

次に掲げる事項について、調整及び推進を行う。

- ・ 学校、地域団体及び関係機関との連携調整
- ・ 指導者確保及び人材活用の支援
- ・ 推進協議会の運営
- ・ 実施状況の把握及び検証
- ・ 情報発信及び関係団体への理解の促進

（３）組織

- ・ 指導課（事務局・部活動地域移行サポーター含む）
- ・ 市民活動支援課（文化芸術活動）
- ・ 学務課（人事、金銭）

- ・スポーツ振興課（地域スポーツ活動）
- ・その他教育委員会が必要と認める部署

（４）今後の体制整備

平日を含めた地域展開の進捗に応じ、スポーツ活動及び文化芸術活動に関する所管部署との役割分担を整理し、将来的な地域主体の活動体制構築を図る。

（５）部活動地域移行サポーターについて

ア 設置の趣旨

学校と地域クラブ活動実施団体との橋渡し役として、MISATO 地域クラブ活動場所の確保、指導者調整、連絡体制の構築等、地域展開に係る実務的なコーディネート業務を行うため配置する。

イ 主な役割

部活動地域移行サポーターは、次に掲げる事項について調整を行う。

- ・学校及び地域クラブ間の連絡調整
- ・活動場所及び活動日時の調整
- ・指導者の確保及び配置
- ・生徒募集及び参加調整
- ・保護者及び地域団体との連携支援
- ・活動状況の把握及び教育委員会への報告

ウ 運営

指導課の地域クラブ活動担当指導主事を中心とし、必要に応じて競技・種目団体、学校関係者等による実務調整会議を開催する。

２ 三郷市地域クラブ活動推進協議会

（１）設置の趣旨

学校部活動の地域連携及び地域展開を円滑に進め、生徒が地域において継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境整備を推進するため、三郷市地域クラブ活動推進協議会を設置する。

（２）所掌事務

推進協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び協議を行う。

- ・学校部活動の現状把握及び課題整理
- ・地域展開に係る基本方針及び制度設計
- ・認定制度及び安全管理体制の整備
- ・地域クラブ活動の受け皿体制整備

- ・指導者の確保及び資質向上
- ・安全管理及び危機管理
- ・受益者負担及び経済的支援
- ・情報発信及び市民理解の促進
- ・保護者及び地域との連携
- ・その他地域展開推進に必要な事項

(3) 組織

推進協議会は、25人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。
委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- ・学識経験者
- ・スポーツ・文化芸術団体代表
- ・学校関係者
- ・保護者代表
- ・地域クラブ関係者
- ・関係行政職員
- ・その他教育委員会が必要と認める者

(4) 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 MISATO 地域クラブ運営事務局

(1) 設置の趣旨

各競技・種目における活動の受け皿として、生徒が安全・安心に活動できる体制を整備し、地域における継続的な活動運営を行うため、MISATO 地域クラブ運営事務局を置く。

(2) 組織

事務局長に MISATO 地域クラブ担当をおく。その他幹事若干名、会計をおく。

(3) 主な役割

MISATO 地域クラブ運営事務局は、次に掲げる事項を担う。

- ・地域クラブ活動の企画及び運営
- ・MISATO 地域クラブ代表者会議の企画運営
- ・指導者の確保、配置及び育成（研修）
- ・安全管理及び危機管理
- ・会計及び事務管理

- ・保護者連絡及び参加者対応
- ・指導者研修及び資質向上

4 部活動地域展開地域連絡協議会

(1) 設置の趣旨

地域ごとの課題や資源を把握し、学校主体から地域主体への展開体制を整備するため、地域ミーティングを開催する。

(2) 内容

地域ミーティングでは、次に掲げる事項について情報共有及び意見交換を行う。

- ・地域展開の現状及び今後の方向性
- ・モデル事業の実施状況の報告と意見交換
- ・指導者及び活動場所の確保
- ・安全管理及び責任体制整備
- ・保護者負担及び費用に関する課題の共有
- ・地域との連携及び協働

(3) 参加者

学校関係者、地域スポーツ・文化団体、保護者、行政担当者その他教育委員会が必要と認める者が参加する。

実施体制イメージ

三郷市教育委員会《事業主体》

実施要項・参加者募集・各種広報活動

指導員の承認

①校長推薦 ②各種団体長推薦 ③公募

教員の兼業

許可(申請は、関係学校長 → 学務課長へ)

各種団体と連携・調整

小・中学校長会・市中体連・スポーツ協会・文化協会
部活動地域移行サポーターとの連携

業務委託

MISATO 地域クラブ運営団体(事務局)

MISATO 地域クラブ統括コーディネーターとの連携(適宜連携) R9～

- ・各地域クラブ活動の巡回視察・各種効果の検証の実施・運営力の向上
- ・三郷地域クラブ運営会議の開催(R9～統括Cが実施)
- ・スポーツ庁・文化庁への委託事業費申請・行政支援の検討等



部活動地域移行サポーター

連携

地域クラブ担当

【MISATO地域クラブ】運営事務局

組 織 【事務局長(統括コーディネーター)・幹事(若干名)・会計】

・三郷地域クラブ運営会議の進行

実施前

- ・指導者・参加者の登録・生徒用傷害保険・損害賠償保険の加入
- ・スposルアプリの導入(運用)・事前研修の実施
- ・指導者・参加者への事前連絡・Tシャツの販売等

実施中

・緊急時対応体制の確認・各種クラブとの連携

実施後

- ・活動実績の集約・次回活動計画の周知・効果の検証の協力
- ・指導者謝金の振込・参加費の集金(キャッシュレス集金)



連携

各種目の地域クラブ活動

長期モデル R8.6～R9.3

短期モデル R8.10～R9.2

指導者は、参加者10名で1名配置。1拠点1種目10～40名

参加者が10名満たない場合は、開設しない。(特例あり)



指導

参加

三郷市内在住で参加を希望する生徒

- ・児童については、一部種目4年生以上学年限定。市外生徒は受け入れを検討
- ・令和8年度以降 受益者負担として参加料徴収を検討

第6章 改革のスケジュール

年度	主な取組	到達目標
令和8年度	・基本方針及び実施要領の整備 ・MISATO 地域クラブモデル事業拡大 (各種モデル事業効果の検証) ・MISATO 地域クラブ運営事務局の設置準備 ・推進協議会の充実 ・地域及び学校への広報活動 ・指導者確保及び研修開始 ・企業、団体等への協力依頼	・休日地域展開に向けた制度基盤を整える。 ・地域クラブ活動参加率 300名(10%)
令和9年度	・モデル事業の更なる拡大 ・地区拠点型活動の試行 ・各種目運営団体との調整 ・会費及び減免制度の試行 ・地域クラブ活動指導員の拡充 ・平日の地域連携活動の試行 ・運営課題及び安全管理体制の検証 ・大会参加規程の整備と試行(9月)	地区拠点型活動を広げ、地域クラブ運営体制を構築する。 ・地域クラブ参加率 700名 (23%)
令和10年度	・休日部活動の地域展開を本格実施 ・MISATO 地域クラブ活動種目拡大 ・地域活動拠点の本格運用 ・学校と地域クラブの連携強化 ・保護者及び地域への周知強化 ・大会参加体制の整備 ・改革実行期間前期の総括	令和10年度9月から休日の学校部活動の地域展開を開始し、MISATO 地域クラブ活動への移行を進める。 ※第2、第4土日で試行 ・地域クラブ参加率 1000名 (30%)
令和11～13年度	・平日の地域展開の検討及び試行 ・地域クラブ運営の自立化 ・企業協賛及び地域支援体制の充実 ・行化、検証および制度改善 ・持続可能な財源確保の検討	持続可能な三郷モデルとして定着を図る。 地域クラブ参加率 1200名 (40%)

1 三郷市地域クラブ活動 展開スケジュール

三郷市地域クラブ活動 各カテゴリー展開スケジュール

カテゴリー	年度	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
活動主体	学校部活動	平日の学校部活動			
	地域クラブ活動	休日のモデル事業拡大			休日の地域展開
		平日も可能な範囲で実施・拡大			
子どもたち		休日の部活動・地域クラブ活動			休日・地域クラブ活動
指導者	教職員	①顧問として指導 ②兼職兼業として指導 ③休日は活動なし			
	地域の方々	地域クラブ活動指導員として指導			
組織	運営団体	設置に向けて準備・設置			運営
	推進協議会	役割分担	協議・推進	平日への展開 課題修正	
	協力依頼	モデル事業を通して、実施主体団体の発掘、依頼、運営			
金銭面	予算	補助金・市予算	補助金・市予算拡大 運営団体事業		
	協賛金	地元企業に協力依頼・説明			地域貢献・安定財源の確保
	受益者負担	無償(短期モデルは別)	説明:現状の課題共有・質の向上・受益者負担の適正について協力依頼		

2 検証の視点

- 参加生徒数、継続率、満足度
- 活動種目数及び活動拠点数
- 指導者確保状況及び研修実施状況
- 事故・苦情・相談件数対応状況
- 教職員の休日部活動従事状況
- 会費・減免・企業協賛等の財政状況
- 保護者・学校・地域団体の理解度及び満足度

第7章 基本方針の推進にあたって

1 市民理解と情報公開

地域展開は、学校、保護者、地域の理解があって初めて進む。市は、方針、スケジュール、活動内容、費用、安全管理、相談窓口等を分かりやすく公表し、説明会や広報を通じて丁寧に周知する。

2 誰もが参加できる活動

経済的な事情、障害の有無、経験の有無、性別、国籍等にかかわらず、すべての生徒が安心して活動に参加できるよう配慮する。会費負担については、減免制度や支援の仕組みを検討し、家庭環境による活動機会の差が広がらないよう努める。

3 安全・安心を最優先する運営

活動の充実は、安全・安心の確保を前提とする。実施主体及び指導者は、生徒の心身の健康、発達段階、学業との両立を踏まえ、過度な活動や勝利至上主義に陥らないよう留意する。

4 不断の見直し

本方針は、国・県の動向、地域の実情、生徒・保護者・学校の意見、モデル事業の検証結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。三郷市は、地域展開を一度きりの制度変更ではなく、子供たちの未来を支える継続的な地域づくりとして推進する。

参考資料

- スポーツ庁・文化庁「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）
- スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）
- 埼玉県「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）」（令和8年3月）